

# S. K. I. P 規約

(目的)

## 第1条

S. K. I. P (Sence. Kids. Information. program) の目的は、ビジョントレーニング・コーディネーショントレーニングを通じて、幼児・小学生においては基礎体力・運動神経系の発達を促すとともに、合わせて精神面や社会性の発達を育成することを目的とする。

(資格)

## 第2条

1. 入会できる者は、会員の趣旨に賛同し、S. K. I. P 規約（以下「規約」という。）を承認した者とする。
2. 前項の規定にかかわらず、各教室が不相当と認めた者は、入会できない者とする。

(月会費の基準)

## 第3条

1. 会費の月会費の基準は、会員利用月の1日から末までとする。
2. 会費の月会費の基準は、月3回のスクールの受講とする。

(入会手続き)

## 第4条

入会を希望する場合は、所定の申込手続きを行い、各教室の承認を得なければならない。また、申込手続きの際、会員区分に応じて、その要件を満たすことを証するものを提示しなければならない。なお、未成年者が入会する場合、保護者は規約に基づく責任を本人と連帯して負わなければならない。

(処分)

## 第5条

会員が各号の一つに該当すると認めた場合、施設の利用を制限し、若しくは会員を取り消すことができる。

- ① 各施設の規則及びS. K. I. P 規約に違反したとき。
- ② 施設を故意に破損、又は汚損したとき。
- ③ 傷又は疾病等（眼病、伝染性疾患、内臓疾患等）のため療養する必要があるとき。
- ④ 他の利用者に迷惑をかける行為、または利用者としての品位を損なうと認められる非行のあったとき。

(月会費)

## 第6条

1. 月会費は、S. K. I. P が定める金額を納めなければならない。
2. 月会費に伴う領収証は原則として発行しないものとする。
3. 即納の月会費は還付しない。ただし、各教室で特別の理由があると認めるときは、その一部を還付することがある。

(退会手続き)

## 第7条

退会をしようとする者は、退会をしようとする月（以下「退会月」という。）の前月10日までに登録施設に連絡をし、手続きしなければならない。

なお、3ヶ月間、会費を未納及び連絡不通の場合は規約退会となる。

(休会手続き)

## 第8条

休会をしようとする者は、休会をしようとする月（以下「休会月」という。）の前月10日までに登録施設に連絡をし、手続きをしなければならない。

なお、休会手数料についてはS. K. I. P が定める金額を納めなければならない。

(コース変更手続き)

## 第9条

コース変更をしようとする者は、変更をしようとする月の前月のスクール最終日までに所定の変更届を提出しなければならない。

(再入会手続き)

第10条

退会后、半年以内の再入会については、S.K.I.Pが定める金額を納めなければならない。

(休館日)

第11条

S.K.I.P休館日は、次の通りとする。

- ① 各施設の休館日。
- ② その他、各教室が必要と定める日。

(S.K.I.P休講日)

第12条

S.K.I.P休講日は、次の通りとする。

- ① 年間スケジュールとして定める日。
- ② その他、各教室が必要と定める日。
- ③ 各教室が定める休校基準の警報等が発令された場合。
- ④ 各教室の事情により、利用が制限された場合。

(スクール時間の変更)

第13条

必要に応じて、S.K.I.Pスクール日時を変更することがある。

(施設の利用制限)

第14条

各登録施設の事情により各教室の利用を制限もしくは閉鎖することがある。

(管理責任)

第15条

会員の施設使用中に生じた事故については、その原因がS.K.I.P指導者側の過失ではない場合においては、法律の定めるところにより、その責任を負わないものとする。

(変更事項)

第16条

会員は、会員申込届出事項に変更があったときは、速やかに各教室に届けなければならない。

(委任)

第17条

この規約に定めるものの他、利用に関し必要事項は、各教室が別に定める。

(個人情報)

第18条

入会申込書、個人記録調査表、口座振替依頼書等での個人情報はスクールのみで利用するものとする。個人情報の開示については、本人の同意がある場合、関係法令で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供することはないものとする。

この規約は2015年6月1日から施行する。